



2017年6月27日

各 位

会 社 名 日立工機株式会社
代表者名 執行役社長 前原 修身
(コード番号 6581 東証第一部)
問合せ先 ブランド・コミュニケーション部長 宮根 康徳
(TEL : 03-5783-0601)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2017年4月26日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2017年4月26日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議し、また、取締役全員任期満了につき4名の選任に係る議案について本定時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2017年6月27日から2017年7月23日まで整理銘柄に指定された後、2017年7月24日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2017年4月26日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本定時株主総会において、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)についてご承認をお願いしたものととなります。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

2017年7月27日をもって、2017年7月26日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する当社株式11,264,672株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

101,382,039株

④ 効力発生前における発行済株式総数

101,382,048株

(注)当社は、2017年4月26日開催の取締役会の決議に基づき、同年5月11日付で自己株式21,690,728株(2017年3月31日時点で保有する自己株式の全部)を消却しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

9株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

36株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金額

本株式併合により、HKホールディングス株式会社(以下「HKホールディングス」といいます。)以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てHKホールディングスに売却すること、又は会社法第235条第2項の準用する第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、前記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2017年7月26日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が有する当社株式の数に本株式買付価格と同額である870円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が前記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2017年7月27日に当社株式の発行可能株式総数は36株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（会社が発行することができる株式の総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（1単元の株式の数等）及び第9条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該変更の内容は、2017年4月26日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、当該変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2017年7月27日に効力が発生するものといたします。

3. 第3号議案（取締役全員任期満了につき4名選任の件）

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員の任期が満了いたしますので、親会社の異動を踏まえ、新たなコーポレートガバナンス体制を構築すべく、渋村晴子氏、山本昇氏、高萩光男氏、前原修身氏の選任をお願いしたものといたします。

4. 株式併合の日程

①	定時株主総会開催日	2017年6月27日
②	整理銘柄指定日	2017年6月27日（予定）
③	売買最終日	2017年7月21日（予定）
④	上場廃止日	2017年7月24日（予定）
⑤	株式併合の効力発生日	2017年7月27日（予定）

以上